

● 観察研修報告について

10月12日から14日に実

施した。管外研修について、参加した職員も含め

視察研修報告を行った。

各委員の視察研修報告

を行い、委員長報告の取

り扱いについて協議し、

視察結果を湯沢町に活か

す為に、12月定例議会で日程に上げての報告を行う事とした。

平成16年11月26日

● 保健医療センターの運

営について、湯沢町病

院運営審議会の開催、

及び整形外科の冬季体

制について調査を行つた。

①審議会は2回開催され、病院会計予算、救急医療の状況、H15年度決算について審議された。

②井上先生がオブザーバーとして参加した。

③10月1日に売店が設置。

④整形外科の冬季体制に

向けて検討している。

委員からの意見

・審議会は町民と病院とのパイプ役なのではな

いか。審議会に町は何を期待しているのか。

課長答弁

病院の運営についてである。委員会の中で病院

に伝えるべき事は伝えて

いる。

・審議会の審議内容は町

長が諮問した事項だけ

である。

町側も審議会に諮問す

る内容を、町民と病院

の橋渡しをする内容に

工夫したい。

ら、H17年度具体的な作業を行う。

②H16年度は資料準備、アンケート調査、データ分析を行う。

③後期計画の原案を、町職員12～15名による策定委員会で作成し、総合計画審議会に諮問する。

（賛成全員で可決すべきものと決定）

職員に対する給与条例の一部を改正する条例。

湯沢町常勤特別職の職員に対する給与条例の一部を改正する条例。

（賛成多数で可決すべきものと決定）

行財政計画を踏まえて計画、立案することに

なる。新たな施設建設

に関する計画を入れることは難しい。

④行財政計画を踏まえて計画、立案することに

なる。新たな施設建設

に関する計画を入れることは難しい。

⑤来年度事業の総額は決

定していないが、委託

調査費200万円、コンサ

ルタント料500万円、印

刷製本費用となる。

● 湯沢町総合計画につい

て、総合計画後期の進

捲状況、検討委員会及

び行財政計画との整合性について調査を行つた。

①後期基本計画はH18年からH22年までの5年

間の計画であることか

# 開会中の委員会審査

○議案第75号

湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（賛成全員で可決すべきものと決定）

自動車による通勤手当を国家公務員並みに減額。年間400万円の減額。

最高支給限度額を5万5千円から2万4千500円に減額。

給料月額を町長10%、助役5%、収入役4%、

扶養手当0.3ヶ月減額。

勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

湯沢町特別職の職員

で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する

条例。

○議案第76号

湯沢町教育長の給与、

勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

（賛成全員で可決すべきものと決定）

法律で規定された委員

を除いて各種委員の報酬

を一律5%の削減。

年額報酬の委員は日常

の活動を日額に換算出来ない。実績では日額が高くなる。

○議案第77号

湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（賛成全員で可決すべきものと決定）

自動車による通勤手当を国家公務員並みに減額。年間400万円の減額。

最高支給限度額を5万5千円から2万4千500円に減額。

給料月額を町長10%、助役5%、収入役4%、

扶養手当0.3ヶ月減額。

勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

湯沢町特別職の職員

で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する

条例。

○議案第78号

湯沢町特別職の職員

で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する

条例。

法律で規定された委員

を除いて各種委員の報酬

を一律5%の削減。

年額報酬の委員は日常

の活動を日額に換算出来ない。実績では日額が高くなる。